



許可番号 3620003144

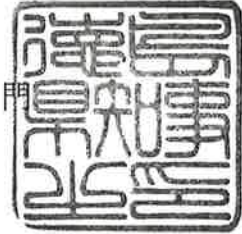
産業廃棄物処分業許可証

住所 徳島県徳島市津田海岸町1136番地2

氏名 有限会社若木建設
代表取締役 若木 穂

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯泉 嘉門



許可の年月日 平成30年4月28日

許可の有効年月日 平成35年4月27日

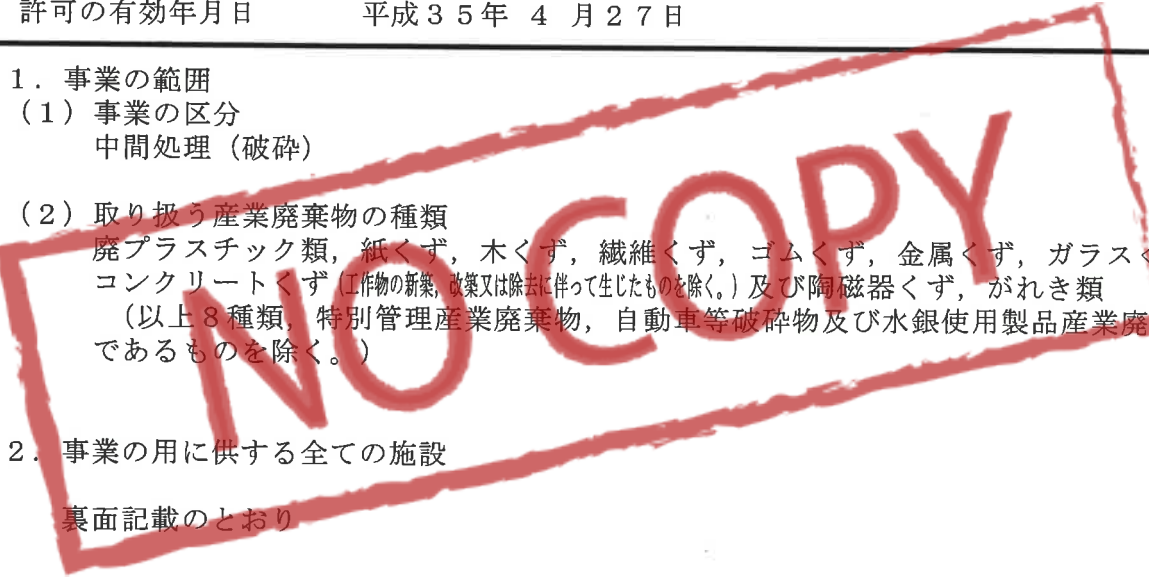
1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず, がれき類
(以上8種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)



2. 事業の用に供する全ての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

夜間は, 2に掲げる施設を稼働しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年4月28日	新規許可	平成24年2月20日	変更届出 (焼却施設の廃止, 破碎施設の追加)
平成6年11月25日	変更許可		
平成9年8月22日	変更届出	平成24年3月23日	変更許可 (紙くず, 繊維くずの追加)
平成10年4月28日	更新許可	平成24年4月18日	変更届出 (破碎施設の追加 (がれき・コンクリートくず及び陶磁器くず))
平成14年7月4日	変更届出 (本店所在地の変更)		
平成15年4月28日	更新許可	平成25年4月28日	更新許可
平成15年10月20日	変更届出 (破碎施設の変更)	平成28年1月28日	変更届出 (破碎施設の取り扱う産業廃棄物の種類の変更 (紙くず, 繊維くず))
平成18年6月28日	変更届出 (本店所在地の変更)		
平成20年6月2日	更新許可	平成30年2月27日	変更届出 (破碎施設の廃止)
		平成30年4月28日	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無